

令和8年度 福岡中学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「福岡中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人ひとりを大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

(4) いじめ解消の定義

「行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていない」

文部科学省

2 いじめの未然防止のための取組 （自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「できた」「わかった」という思いを実感させる授業の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導）

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「できた、わかった」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。

- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動、委員会活動でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・福中生徒会宣言を毎日朝の会で1つずつ朗読し、いじめや暴力・差別や偏見等を許さない心情を育てる。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないということについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりに命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・「命の教育」を通して個々の命の尊さと素晴らしさを実感し、命の大切さを意識しながら生きる心情を育む。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、次の3点に留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を実感する指導
 - ② 共感的な人間関係の育成
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発の援助

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者に、PTA総会等の場を通じて共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・被害者になるだけでなく、加害者にもなり得ることの指導をする。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、月1回実施する心と体のアンケートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施など、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止対策委員会の設置」参照）で各学級・学年の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーの協力を得る。

(2) 教育相談の充実

- ・毎週1回、生徒指導・教育相談・特別支援委員会（学校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター・学年主任・教育相談員・スクールカウンセラー・スクール相談員が参加）を開催し、常に情報交換し、積極的な生徒指導・教育相談に努める。委員会での情報は学年主任等を通じて、全教職員で情報や対策を共有する。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や地域、SSW、関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・相談室登校を余儀なく行っている生徒への日常的な声かけを行い、日頃から良好な関係づくりに努めるとともに、あけぼの教室との連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用し、一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から中津川市教育委員会や警察、東濃子ども相談センター、中津川市福祉相談室、福岡地区民生委員児童委員、主任児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、いじめ未然防止・対策委員会を次のようにする。（年2回実施）

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援コーディネーター
学校職員以外：スクールカウンセラー または スクール相談員

また、重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「いじめ対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，教務，生徒指導主事，学年主任，教育相談コーディネーター，養護教諭，特別支援コーディネーター
 学校職員以外：保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー，スクール相談員，スクールソーシャルワーカー（必要に応じて），医師，民生委員，人権擁護委員 等

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
年間	・月に1度「心と体のアンケート」を実施，必要に応じて面談。	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会，入学式での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）を説明した後，ホームページのトップページに掲載 ・学校だよりによる「方針」等の発信 ・PTA総会，学年懇談会において，方針と重点の周知 ・職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等） ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・命の教育「お巡りさん」の話 ・SNS講話 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・自殺予防および情報モラル教育の実施 	大型連休中の指導
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・ネットいじめ研修（対象生徒・保護者） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	夏季休業中の指導
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・学校評議員会 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケートの実施，教育相談の実施 ・本年度のまとめ及び来年度の計画立案 	次年度への引継

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・時系列にそって、対応、指導の記録を残す。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携（中津川市教育委員会への報告、警察や東濃子ども相談センター、中津川市福祉相談室等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、次の対応を行う。

【主な対応】

- ・中津川市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、中津川市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするため、いじめ対策委員会にて調査に当たる。
- ・調査を行った場合は、調査結果について、中津川市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から5年間とする。
- ・アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当生徒が卒業後5年間とする。
- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、生徒が卒業してから5年間保存する。

9 対応について

1. 早期対応のための基本

- ◆適切な初動対応が解決に向けての決め手となる。いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、迅速に対応する。
- 「いじめられている苦痛」を取り除くことを最優先
→状況把握には場所と時間を配慮
- 迅速な初動
→情報は教頭に集約
→「いじめ対策委員会」の招集

2. 取組の内容

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集

【「いじめ対策委員会」における対応（個人で対応せず、あくまでも組織で対応）】

正確な実態把握

- 被害を訴える生徒から聞き取り
 - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わった生徒と周囲の生徒から聞き取り
 - ・複数の教員で、同じ時間に個々に聞き取る。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないかを確認する。
- 把握すべき事柄
 - ◆加害者と被害者の把握 ◆場所と時間、時刻の確認 ◆いじめの内容、様態
 - ◆きっかけ、背景と要因 ◆いじめ継続の期間 ◆傍観者の有無と人物特定

指導方針・体制の確認

- 指導のねらいを明確にする
- 対応する教職員の役割分担の確認
- すべての教職員への周知
- 関係諸機関との連携を図る

生徒への指導・支援

保護者との連携

- 被害生徒へは、辛い気持ちを共感的に受け止め、解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。
- 加害生徒に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。

- 〈被害生徒の保護者に対して〉
 - 発見したその日の内に家庭訪問などで保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - 保護者の心情を共感的に受け止める。
- 〈加害生徒の保護者に対して〉
 - 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

事後の対応

- 教育相談の継続・SC・S相などの活用
- 道徳などを含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

いじめ発見のポイント

中津川市立福岡中学校

ちょっとした生徒の変化を見つけ、(早期発見)、すぐに対応(早期対応)することによって大きないじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携(報告・連絡・相談)を強化することも大切です。下記の「いじめ、差別等『発見、指導』のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での生徒つかみのポイントとして下さい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1、 登校、下校

- ①元気がない。(肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる)
- ②急に一人で登校し始める。
- ③登校してから教室に一人である。
- ④カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。
- ⑤遅刻、早退、欠席が増える。

2、 朝の会、帰りの会

- ①泣いている、机に伏せている。(それでもほうっておかれている)
- ②遅れてくる。(トイレ等で何かされたかもしれない)
- ③机が隣と離れている。
- ④一日の振り返りなどで、小さなことでも集中的に名前が出る。
- ⑤強い口調で言われる。(何か指示される、命令調で言われる)
- ⑥呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦予定を書こうとしない。(いじめられて意欲がわからない場合も考えられる)
- ⑧正論を言っているのにやじられる、無視される、周りを変な雰囲気になる。

3、 授業

- ①筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。(隠される、勝手に使われる)
- ②机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。(他者にやられた可能性)
- ③泣いている、机に伏せている。(それでもほうっておかれている)
- ④呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤机が隣と離れている。
- ⑥正論を言っているのにやじられる、無視される。
- ⑦消しゴムのかけらなどを投げつけられる。
- ⑧鉛筆や定規などでつつかれる。
- ⑨衿などに何か入れられる、いたずら書きなどを挟まれる。
- ⑩スクランブル活動などでペアになることをためらわれる。
- ⑪授業中「トイレに行きたい」と申し出る。(休み時間に行けないため)
- ⑫席を替わらされる。(特に特別教室のとき。普通教室でもあり得る)
- ⑬きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。

- ⑭ノートをとらなくなる。字が乱雑になる。集中して話が聞けなくなる。
- ⑮グループ活動，生徒活動の時に呼びつけられる。特定の生徒の所へ行く。
- ⑯しばしば授業に遅れる。

4, 休み時間

- ①よく職員室や保健室に来る。
- ②教室に一人であることが多い。
- ③トイレの前に立っている。(立たされている＝見張り役)
- ④暗い顔をして，誰かに手を引かれている，誰かの後をついて歩いている。
- ⑤遊んでいるようで，よく見ると集中的になにかをぶつけられている。
- ⑥プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる，小突かれる，蹴られる)
- ⑧校外へ出る。(商店への使い走りの可能性)
- ⑨何人かでひそひそ話している生徒たちの視線の先にいる。
- ⑩職員室の前などをうろうろしている。(何か訴えたい可能性)
- ⑪教室移動の時，いつも一人で行動している。

5, 給食の時間

- ①給食当番でいつも面倒くさい分担(重い物)をやらされる。
- ②給食当番で，配ると変な顔をされる。他者が配ったのと替えられる。
- ③しばしば，足りないメニューがある。
- ④デザートなどをくれと言われる。
- ⑤自分の分にいたずらをされる。
- ⑥いつも一人で遅くまで食べている。(当番に嫌がられている可能性)

6, 掃除の時間

- ①いつも，きつい分担をやっている。(冬の雑巾がけ，机つり)
- ②いつも，ゴミ捨てに行っている。
- ③ほうきで叩かれている。雑巾を投げつけられている。
- ④ゴミを掃き付けられていたり，水をかけられたりしても怒らない。

7, 体育・部活動

- ①活動場所に遅れてきて，きつく責められる。
- ②しばしば，きつい運動を強制的にやらされている。
- ③いつも，後片付けや使い走りをさせられる。
- ④ペア練習で，いつも余ってしまう。ペアになることを避けられる。
- ⑤練習をやりたがらない。さぼりがちになる。
- ⑥下級生からなめられたり，ひどい言い方をされたり，呼び捨てされたりする。
- ⑦練習でチームに入ると(先生が入れると)，他者が嫌な顔をする。

8, その他・全般的に

- ①席替えや班づくりの時に、隣や同じ班になることを嫌がられる。
- ②急に、成績・テストの点が下がる。
- ③視線が定まらない。おどおどしている。
- ④笑顔が消える。
- ⑤無口になる。
- ⑥急に、行動力のある生徒と一緒に行動し始める。急に友だちが変わる。
- ⑦係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいと言ったりする。(始めはさぼり現象)
- ⑧席替えをして欲しいと頼みに来る。
- ⑨靴, 上履き, カバン, 持ち物がなくなる。(壊される, 落書き, 画鋏が入っている)
- ⑩いつもあだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪いつも他者の用事で職員室に来る。
- ⑫特定の人の手伝いをする。用事を頼まれる。
- ⑬日記などで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭日記などの中身が急に形式的な優等生的なものになる。
- ⑮日記などの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

付記

平成26年4月1日	策定
平成27年4月1日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
平成29年10月1日	一部改訂
平成30年4月1日	一部改訂
平成30年7月1日	一部改訂
令和元年7月1日	一部改訂
令和2年4月1日	一部改訂
令和4年7月1日	一部改訂